

平成 30 年北海道胆振東部地震に伴う法人府民税、
事業税及び地方法人特別税の申告期限等について

この度の平成 30 年北海道胆振東部地震により被害を受けられました皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

北海道の一部の地域に主たる事務所等がある法人の皆様の平成 30 年 9 月 6 日以降に到来する法人府民税、事業税及び地方法人特別税の申告・納付等の期限を延長する措置を講じているところですが、今回、延長期限を下記のとおり定めました。

ご申告、ご納付がお済みでなければ、下記の期限までにご申告、ご納付いただきますようお願い申し上げます。

この期日以降においても、平成 30 年北海道胆振東部地震による災害等により申告・納付等ができない方については、個別に府税事務所に申請して、期限の延長措置を受けることができます。

ご不明な点などございましたら、担当の府税事務所までお問い合わせください。

記

| 都道府県名 | 地 域 | 延長期限 |
|-------|-----------------------|------------------|
| 北海道 | 勇払郡厚真町、勇払郡安平町、勇払郡むかわ町 | 平成 31 年 1 月 31 日 |